

質屋古物商等報賞制度要綱

昭和32年1月19日
栃木県警察本部訓令1号

質屋、古物商、その他一般の者等の損失を救済すると共に防犯協力の高揚を図るために報賞の方法を定めたものである。

主な内容

- 適用範囲
- 取扱い要領
- 報賞基準